

1. 浦河町総合計画審議会委員名簿

会 長	早 坂 誠	浦河町社会福祉協議会
会長職務代理者	小 林 司	浦河商工会議所青年部
委 員	上 新 雅 人	浦河観光協会
	上 田 正 則	浦河建設協会
	神 原 大 輔	ひだか東農業協同組合
	木 内 稔	浦河地区連合会
	小 林 孝 範	浦河体育協会
	小 林 美代子	浦河消費者協会
	齋 藤 善 厚	荻伏軽種馬生産振興会青年部
	新 保 雄 司	日高信用金庫
	菅 正 輝	ひだか東農業協同組合青年部
	杉 山 綾 子	浦河町P T A連合会母親委員会
	高 村 祐太郎	浦河町軽種馬生産振興会青年部
	武 田 宗 務	浦河青年会議所
	津 澤 静 子	浦河文化協会
	土 谷 進	日高中央漁業協同組合荻伏地区青年部
	遠 山 寛	日高中央漁業協同組合
	富 田 貴 憲	日高中央漁業協同組合浦河地区青年部
	富 永 孝 幸	浦河赤十字病院
	永 田 善 美	マザー&キッズ
	野 上 由 佳	一般公募
	濱 谷 雅 樹	日高東部森林組合
	三 浦 敦 子	青少年ホーム利用者の会
	村 下 知 宏	うらかわ「食」で地域をつなぐ協議会

※敬称略：50音順

所属は、委員委嘱時のもの

2. 浦河町総合計画審議会からの答申書

平成29年 6月 7日

浦河町長 池田 拓 様

浦河町総合計画審議会
会長 早坂 誠

第7次浦河町総合計画について（答申）

平成28年9月29日に諮問のあった第7次浦河町総合計画の策定について、本審議会において慎重な審議を重ねた結果、適切であると認められるので下記の意見を付して答申いたします。

記

- 1 本計画において将来像として掲げた「だれもがいきいきと輝けるまち 浦河」の実現に向け、各分野の横断的な取り組みを更に進めるとともに、町民や関係団体などとも町を取り巻く情勢や認識の共有化を図り、地域一体となって取り組んでいけるよう努めること。
- 2 本計画の推進にあたっては、審議会での意見や審議経過を十分に尊重し、情勢の変化や町民ニーズに対応した、適切かつ効果的な施策を着実に実践していくこと。
- 3 各分野の施策を限られた財源で効果的に進めていくため、事業の実施効果や優先順位を十分検討するとともに、適正に取り組みが実行されているかを検証し、町民への公表を行うこと。

3. 浦河町総合計画策定の経過

年 月	総合計画審議会	策定審査特別委員会 (町議会)	高校生会議	その他
H28(2016)年 5月				第1回役場若手職員 ワークショップ(11日)
6月			第1回高校生会議 (9日)	商工会議所青年部と の懇談(21日)
7月			第2回高校生会議 (14日)	
8月				
9月	第1回審議会(29日)		第3回高校生会議 (20日)	第2回役場若手職員 ワークショップ(27日)
10月	第2回審議会(25日)	第1回委員会(6日)		
11月		第2回委員会(28日)	第4回高校生会議 (8日)	
12月	第3回審議会(7日)	第3回委員会(16日)		
H29(2017)年 1月	第4回審議会(24日)			第3回役場若手職員 ワークショップ(30日)
2月		第4回委員会(7日) 第5回委員会(10日)	第5回高校生会議・ 政策発表会(6日)	役場若手職員政策発 表会(6日)
3月	第5回審議会(1日) 第6回審議会(28日)	第6回委員会(3日) 第7回委員会(30日)		
4月	第7回審議会(26日)	第8回委員会(17日)		
5月		第9回委員会(12日)		
6月	第8回審議会(7日)	第10回委員会(2日) 第11回委員会(9日)		
		第7次浦河町総合計画基本構想 議決(20日)		

4. 浦河町総合計画条例

○浦河町総合計画条例

平成28年3月23日

条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、総合計画に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な町政の運営を図り、町民の福祉の向上と住みよいまちづくりのための基本的な施策を着実に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 将来における町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 長期的な展望に基づくまちづくりの基本的な理念であり、町の目指す将来像を示すものをいう。

(3) 基本計画 基本構想に定めた町の将来像を実現するための施策の方向性を示すものをいう。

(策定)

第3条 町長は、第1条の目的の達成を図るため、総合計画を策定するものとする。

(位置付け)

第4条 総合計画は、町の最上位の計画とし、町政の各分野における計画の策定又は変更にあつては、総合計画との整合を図るものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第5条 町長は、総合計画を策定するときは、第7条に規定する浦河町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第6条 町長は、総合計画のうち基本構想については、議会の議決を経て定めるものとする。

(総合計画審議会の設置)

第7条 第5条の規定による諮問に応じて調査及び審議するために、浦河町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員は、町長が委嘱し、24人以内で組織する。

3 委員の任期は、第5条に対する答申を行う日までとする。

(公表)

第8条 町長は、総合計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

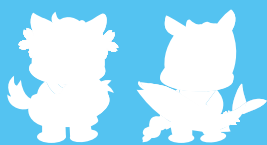
附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(浦河町総合開発計画審議会条例の廃止)

2 浦河町総合開発計画審議会条例（昭和45年条例第11号）は、廃止する。



発行日 平成 29 年 8 月
発 行 浦河町
編 集 浦河町企画課企画統計係
〒 057-8511 北海道浦河郡浦河町築地 1 丁目 3 番 1 号
TEL0146-26-9012 (直通) FAX0146-22-1240
E-mail kikaku@town.urakawa.hokkaido.jp
<http://www.town.urakawa.hokkaido.jp/>